

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

規 則	三三
○福島県生活保護法施行細則の一部を改正する規則	三三
告 示	三五
○一般廃棄物処理施設設置の許可の申請があった件	三五
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	三五
○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件	三五
○地籍調査の結果について認証した件三件	三六
○指定漁船を普通損害保険に付すべきことについて同意があった件	三六
○道路の区域を変更する件二件	三六
公 告	三七
○一般競争入札を行う件二件	三七
福 島 県 人 事 委 員 会	三三
○県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	三三
福 島 県 労 働 委 員 会	三三
○あつせん員候補者として委嘱した件	三三
正 誤	三三
○平成二十六年三月三十一日付け号外第十九号中	三三

## 規 則

福島県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月四日

福島県知事 佐藤雄平

### 福島県規則第五十四号

### 福島県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

福島県生活保護法施行細則（昭和五十四年福島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「施行規則第二条第一項の書面」を「法第二十四条第一項（同条第九項で準用する場合を含む。）の申請書」に、「同条第三項の書面」を「施行規則第一条第五項の申請書」に改める。

第五条第一号中「第二十四条第一項及び第五項」を「第二十四条第三項及び第九項」に改め、同条第二号中「第二十四条第一項」を「第二十四条第三項」に改め、同条第三号中「第二十六条第一項」を「第二十六条」に改める。

第十四条の次に次の二条を加える。  
（就労自立給付金申請書）

第十五条 施行規則第十八条の四第一項の申請書は、就労自立給付金申請書（第十九号様式）とする。

第十六条 法第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給するときは、就労自立給付金決定通知書（第二十号様式）により通知する。

第七号様式中「~~第28号様式4皿~~」を「~~第28号様式5皿~~」に改める。

第十八号様式の次に次の二様式を加える。

第 1 9 号 様 式 ( 第 15 条 関 係 )

就 労 自 立 給 付 金 申 請 書

下記のとおり、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳 )
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳 )
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳 )
	男 ・ 女	年 月 日 ( 歳 )

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

住所又は居所  
申請者  
氏名

㊞

福島県 保健福祉事務所長

## 第 2 0 号 様 式 ( 第 16 条 関 係 )

第 年 月 号 日

様

福 島 県 保 健 福 祉 事 務 所 長 印

## 就 労 自 立 給 付 金 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請された生活保護法による就労自立給付金を、下記のとおり決定したので通知します。

## 記

- 1 支給額 円
- 2 保護の廃止時期 年 月 日
- 3 支給を決定した理由
- 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法
- 5 この決定通知が申請書受理後14日を経過した理由

## ( 教 示 )

- (1) この決定に不服があるときは、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、知事に対し審査請求をすることができます（なお、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、決定があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) 上記(1)の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、福島県を被告として（訴訟において福島県を代表する者は福島県知事となります。）この決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内であつても、裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないでこの決定の取消しの訴えを提起することができます。
  - ① 審査請求をした日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。
  - ② 決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (3) 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることとなります。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県生活保護法施行細則第七号様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(社会福祉課)

告 示

福島県告示第四百十三号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第八条第二項の規定により、一般廃棄物処理施設を設置しようとする者から許可の申請があつたので、次のとおり告示する。なお、その申請書及び法第八条第三項に規定する当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を、平成二十六年七月四日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
環境大臣 石原 伸晃  
東京都千代田区霞が関一丁目二番二号
- 二 一般廃棄物処理施設の設置の場所  
福島県双葉郡広野町大字下北迫字岩沢一番一及び三十一番一
- 三 一般廃棄物処理施設の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五条第一項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設
- 四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類  
災害廃棄物、除染廃棄物及び農林業系廃棄物
- 五 申請年月日  
平成二十六年六月二十六日
- 六 縦覧場所
  - 1 福島県相双地方振興局県民環境部環境課  
福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地
  - 2 広野町環境防災課  
福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替三十五番地  
榎葉町環境防災課
  - 3 福島県いわき市中央台飯野三丁目三番地の一  
福島県いわき市中央台飯野三丁目三番地の一  
(いわき明星大学学生会館内 榎葉町いわき出張所)

(一般廃棄物課)

福島県告示第四百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年七月四日から同年八月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び本宮市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地  
ザ・ビッグ本宮店 福島県本宮市本宮字万世二百二十四番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により本宮市から聴取した意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十六年七月四日から同年八月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び相馬市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年七月四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地  
相馬ショッピングセンター 福島県相馬市馬場野字雨田八十八番地ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。

平成二十六年七月四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 調査を行った者の名称  
会津若松市
- 二 成果の名称  
会津若松市湊町大字共和の一部に係る地籍図及び地籍簿

(農村計画課)

福島県告示第四百十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、会津若松市の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
平成二十六年七月四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 調査を行った者の名称  
会津若松市
- 二 成果の名称  
会津若松市追手町の一部に係る地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第四百十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、磐梯町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。  
平成二十六年七月四日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 調査を行った者の名称  
磐梯町
- 二 成果の名称  
磐梯町大字更科の一部に係る地籍図及び地籍簿

（農村計画課）

福島県告示第四百十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定により、請戸加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことについて同意があった。  
平成二十六年七月四日

福島県知事 佐藤雄平  
（水産課）

福島県告示第四百二十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所まで平成二十六年七月四日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十六年七月四日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前の別	変更後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
一般国道 二五二号	河沼郡柳津町大字柳津 字下中平甲七〇四番七 地先から 同 郡同 町大字柳津 字下原道西甲四六九番 六地先まで	変更前	変更後	一八・一 二七・五	二〇〇・〇
		変更前	変更後	一八・四 三六・四	二〇〇・〇

（道路計画課）

福島県告示第四百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所まで平成二十六年七月四日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十六年七月四日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	区 間	変更前の別	変更後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
県道いわ き石川線	いわき市田人町石住字 才鉢一二番地先から 同 市田人町石住字 才鉢九七番地先まで	変更前	変更後	一〇・五 三四・四	一一六・七
		変更前	変更後	一〇・五 六七・三	一一六・七

（道路計画課）

公 告

## 公告第199号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成26年7月4日

福島県知事 佐藤 雄平

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする物品等の件名及び数量

ア	除雪ドーザⅠ（18t級）	2台
イ	除雪ドーザⅡ（18t級）	1台
ウ	除雪ドーザⅢ（18t級）	2台
エ	除雪ドーザⅣ（18t級）	1台
オ	除雪ドーザⅤ（11t級）	1台
カ	ロータリ除雪車Ⅰ（2.6m級）	1台
キ	ロータリ除雪車Ⅱ（2.2m級）	1台

## (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

## (3) 納入期限 平成27年3月2日（月）

## (4) 納入場所

ア	福島県宮下土木事務所（福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻1108番地）
イ	福島県南会津建設事務所（福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1）
ウ	福島県喜多方建設事務所（福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3）
エ	福島県会津若松建設事務所（福島県会津若松市追手町7番5号）
オ	福島県須賀川土木事務所（福島県須賀川市大町33番地）
カ	福島県会津若松建設事務所（福島県会津若松市追手町7番5号）
キ	福島県南会津建設事務所（福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277番地1）

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

## (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

## (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。

## (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

## (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成26年7月30日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7563

## 4 入札書の提出場所等

## (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

## (2) 入札説明会の日時及び場所 平成26年7月15日（火）午後2時 福島県出納局入札用度課

## (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア	1の(1)のアに掲げる物品等	平成26年8月20日（水）午後2時	福島県出納局入札用度課
イ	1の(1)のイに掲げる物品等	平成26年8月20日（水）午後2時20分	福島県出納局入札用度課
ウ	1の(1)のウに掲げる物品等	平成26年8月20日（水）午後2時40分	福島県出納局入札用度課
エ	1の(1)のエに掲げる物品等	平成26年8月20日（水）午後3時	福島県出納局

## 入札用度課

オ 1の(1)のオに掲げる物品等 平成26年8月20日(水)午後3時20分 福島県出納局入札用度課

カ 1の(1)のカに掲げる物品等 平成26年8月20日(水)午後3時40分 福島県出納局入札用度課

キ 1の(1)のキに掲げる物品等 平成26年8月20日(水)午後4時 福島県出納局入札用度課

(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月19日(火)午後5時までには必着のこと。)

## 5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

## 8 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

## 9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

- |   |   |
|---|---|
| ① Tractor with Snow Plow I (Wheel Type 18t class)   | 2 |
| ② Tractor with Snow Plow II (Wheel Type 18t class)  | 1 |
| ③ Tractor with Snow Plow III (Wheel Type 18t class) | 2 |
| ④ Tractor with Snow Plow IV (Wheel Type 18t class)  | 1 |
| ⑤ Tractor with Snow Plow V (Wheel Type 11t class)   | 1 |
| ⑥ Rotary Snow Plow I (2.6m class)                   | 1 |
| ⑦ Rotary Snow Plow II (2.2m class)                  | 1 |

(2) Time-limit of tender(by hand) :

- |                             |
|-----------------------------|
| ① 2:00 p.m., 20 August 2014 |
| ② 2:20 p.m., 20 August 2014 |
| ③ 2:40 p.m., 20 August 2014 |
| ④ 3:00 p.m., 20 August 2014 |
| ⑤ 3:20 p.m., 20 August 2014 |
| ⑥ 3:40 p.m., 20 August 2014 |
| ⑦ 4:00 p.m., 20 August 2014 |

(3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 19 August 2014

(4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

## 公告第200号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のと

おり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成26年7月4日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量
  - ア 小型除雪車Ⅰ（1.0m級） 1台
  - イ 小型除雪車Ⅱ（1.3m級） 1台
  - ウ 凍結防止剤散布車Ⅰ（4t級） 1台
  - エ 凍結防止剤散布車Ⅱ（7t級） 1台
  - オ 凍結防止剤散布車Ⅲ（3t級） 1台
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成27年3月2日（月）
- (4) 納入場所

- ア 福島県会津若松建設事務所（福島県会津若松市追手町7番5号）
- イ 福島県猪苗代土木事務所（福島県耶麻郡猪苗代町字梨木西70番地）
- ウ 福島県猪苗代土木事務所（福島県耶麻郡猪苗代町字梨木西70番地）
- エ 福島県山口土木事務所（福島県南会津郡南会津町山口字村上842番地）
- オ 福島県喜多方建設事務所（福島県喜多方市松山町鳥見山字下天神6番地の3）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (3) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (4) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成26年7月30日（水）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7563

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成26年7月15日（火）午後2時 福島県出納局入札用度課

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 1の(1)のアに掲げる物品等 平成26年8月21日（木）午後2時 福島県出納局入札用度課

イ 1の(1)のイに掲げる物品等 平成26年8月21日（木）午後2時20分 福島県出納局入札用度課

ウ 1の(1)のウに掲げる物品等 平成26年8月21日（木）午後2時40分 福島県出納局入札用度課

エ 1の(1)のエに掲げる物品等 平成26年8月21日（木）午後3時 福島県出納局入札用度課

オ 1の(1)のオに掲げる物品等 平成26年8月21日（木）午後3時20分 福島県出納局入札用度課

（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月20日（水）午後5時までに必着のこと。）

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 6 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 7 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 8 その他
  - (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (4) 契約書作成の要否 要
  - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 9 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
    - ① Small Snowplow I (1.0m class) 1
    - ② Small Snowplow II (1.3m class) 1
    - ③ Chemical Spreading Vehicle I (4 t class) 1
    - ④ Chemical Spreading Vehicle II (7 t class) 1
    - ⑤ Chemical Spreading Vehicle III (3 t class) 1
  - (2) Time-limit of tender(by hand) :
    - ① 2:00 p.m., 21 August 2014
    - ② 2:20 p.m., 21 August 2014
    - ③ 2:40 p.m., 21 August 2014
    - ④ 3:00 p.m., 21 August 2014
    - ⑤ 3:20 p.m., 21 August 2014
  - (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 20 August 2014
  - (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)

福島県人事委員会

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月四日

福島県人事委員会

委員長 今野 順夫

福島県人事委員会規則第九号

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

別表田村市の項中「課長 室長」を「課長」に改め、同表南相馬市の項中「部長 理事」を「直轄理事 部長 理事」に、「区役所長 課長」を「区役所長 課長 室長」に改め、同表安達郡大玉村の項中「課長 室長」を「部長 課長」に、「教育委員会事務局 課長」を「教育委員会事務局 部長 課長」に改め、同表南会津郡下郷町の項中「課長 室長 班長」を「参事 課長 室長」に、「教育次長」を「参事 教育次長」に改め、同表南会津郡只見町の項中「課長 室長」を「課長 室長 主幹（環境整備課に置かれるものに限る。）」に、「地区センター 地区センター長」を「振興センター 振興センター長」に改め、同表耶麻郡磐梯町の項中「町長部局 課長」を「町長部局 課長 室長」に、「課長 室長」を「課長」に改め、同表河沼郡会津坂下町の項中「部長 参事」を「課長 参事」に改め、同表河沼郡湯川村の項中「学校給食共同調理場 公民館 館長」を「学校給食共同調理場 所長」に改め、同表西白河郡西郷村の項中「村長部局」を「村長部局 課長 室長」に改め、同表田村郡小野町の項中「町長部局 課長」を「町長部局 課長 室長」に改め、同表双葉郡広野町の項中「課長 グループリーダー」を「課長」に、「教育次長」を「教育次長 課長」に改め、同表双葉郡富岡町の項中「保育所 所長」を「いわき支所 保育所 所長」に改め、双葉郡大熊町の項中「保育所 所長」を「いわき出張所 保育所 所長」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)

福島県労働委員会

公告第二号

労働関係調整法（昭和二十二年法律第二十五号）第十条の規定により委嘱したあつせん員候補者は、次のとおりである。

平成二十六年七月四日

福島県労働委員会

会長 伊藤 宏

氏名	現職	前歴	委嘱年月日
伊藤 宏	福島県労働委員会公益委員 国立大学法人福島大学経済経営学類教授	国立福島大学経済学部教授	平成26年6月24日
吉高神 明	国立大学法人福島大学経済経営学類教授	国立大学法人福島大学経済経営学類助教授	同
駒田 晋一	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
今野 明子	福島県労働委員会公益委員 公認会計士		同
平石 典生	福島県労働委員会公益委員 弁護士		同
石原 浩二	福島県労働委員会労働者委員 東北電力労働組合福島県本部委員長	東北電力労働組合郡山支部執行委員長	同
国分しのぶ	福島県労働委員会労働者委員 電機連合三菱電機労働組合郡山支部副執行委員長	電機連合三菱電機労働組合郡山支部執行委員長	同
鈴木 三男	福島県労働委員会労働者委員 UIセンセン福島県支部長	UIセンセン同盟埼玉県支部長	同

田母神正広	福島県労働委員会労働者委員 全日本運輸産業労働組合連 合会福島県連合会執行委員長	全日本運輸産業労働組 合連合会福島県支部書 記長	同
横山まゆみ	福島県労働委員会労働者委員 JAM日立オートモティブ システムズ労働組合第3支部執 行委員	JAMトキコ労働組合 福島支部執行委員	同
穴澤 耕二	福島県労働委員会使用者委員 一般社団法人会津地区経営者 協会専務理事	社団法人会津地区経営 者協会事務局長	同
北川 美和	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会専務 理事	福島県中部経営者協会 専務理事	同
佐藤 卓也	福島県労働委員会使用者委員 福島県経営者協会連合会理事	福島県経営者協会連合 会専務理事兼事務局長	同
豊田 和夫	福島県労働委員会使用者委員 常磐興産株式会社常務取締役	常磐興産株式会社常務 取締役社長室長	同
永山 忍	福島県労働委員会使用者委員 郡山運送株式会社代表取締役 会長	郡山運送株式会社代表 取締役社長	同
清野 隆彦	福島県労働委員会事務局長	福島県県北農林事務所 長	平成26年4 月22日
熊川 恵子	福島県労働委員会事務局次長 兼審査調整課長	福島県企画調整部参事 兼文化スポーツ局生涯 学習課長	同
櫻村 豊	福島県労働委員会事務局審査 調整課主幹兼副課長	福島県農林水産部畜産 課主幹兼副課長	平成24年4 月24日

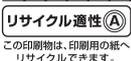
(審査調整課)

正 誤

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十六年三月三十一日付け号外第十九号中

十二	上	十一	平成二十六年法律第八十号	平成二十六年法律第 号
----	---	----	--------------	----------------



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷